

学校感染症にかかった場合は、出席停止となり、欠席したことになりません。

その場合、「受診届（学校感染症 出席停止用）」と受診した際の医療機関等からの書類の提出が必要になります。

1. 学校感染症による出席停止の際の提出書類(A+B)

A. 「受診届」(この用紙。このまま使えます。)

受診後、医師から学校感染症(疑い含む)と診断された場合、保護者が、医師の指示に基づき下記の「受診届(学校感染症 出席停止用)」に記入してください。

*「受診届」は、学校の保健室・事務室にあります。七尾高校ホームページからダウンロードも可能です。

B. 医療機関等からの①インフルエンザ等感染症の検査結果等(写)②薬剤指示書等(写)③診療明細書・領収書等(写)のいずれか。(できるだけ、感染症内容がわかるものが望ましい。)

2. 学校感染症による出席停止の際の手続き方法

受診後、学校感染症と診断された場合 → 担任に連絡(①発症日②症状③医療機関名④診断結果(インフルエンザの場合「型」も。⑤医師の指示事項⑥予防接種済か否か。電話で可。) → 生徒登校後、上記の提出書類(A+B)を担任に提出してください。

受 診 届 (学校感染症 出席停止用)

学 校 名	石 川 県 立 七 尾 高 等 学 校
学 年 ・ 組 ・ 番 号 ・ 氏 名	年 組 番 氏 名
受 診 医 療 機 関	
診 断 名 (○で囲む、又は()に記入する。)	インフルエンザ()型、()
受 診 日	年 月 日
療 養 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)
上記のとおり、受診・療養しました。 (補足事項:) 年 月 日 保護者氏名(自署)	

(参考)学校において予防すべき学校感染症の種類は、次のとおりとする。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)及び特定鳥インフルエンザ
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜炎、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルペンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など医師が出席停止を認めた場合。)

(主な学校感染症)

疾 病 名	出席停止の期間
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症(発症日を0日)した後5日を経過し、かつ、解熱(解熱した日を0日)した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適性な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻しん	解熱後3日経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜炎	主要症状が消退した後2日経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ
感染性胃腸炎	下痢・おう吐症状が回復した後、全身状態が良ければ
マイコプラズマ肺炎	頑固な咳などの症状が改善した後、全身状態が良ければ

(学校保健安全法施行規則第18条・19条 R5.5.8~)